

「UAゼンセン IKI・IKI（生き生き）ライフクラブ規則」

第1章 総則

第1条（名称）

1. この組織の名称は、UAゼンセン IKI・IKI（生き生き）ライフクラブとする。
2. この組織の総称は、IKI・IKIライフクラブ（以下本規則では総称を使用する）とする。

第2条（事務所）

1. IKI・IKIライフクラブの本部事務所は、東京都千代田区九段南四丁目8番16号ゼンセン同盟会館内におく。
2. IKI・IKIライフクラブは、UAゼンセン都道府県支部（以下支部という）に支部事務所をおく。

第2章 目的と事業

第3条（目的）

IKI・IKIライフクラブの目的は、次のとおりとする。

- (1) 会員の生涯にわたり心豊かで幸せなライフスタイルづくりを応援すること
- (2) UAゼンセンの運動領域の1つとして 「生涯ネットワーク」構想のもと、志を同じくする者と新たな連携を強め、自由・平等・公正な社会を実現すること
- (3) 会員へのサービス提供・福祉（共済）の向上に貢献すること
- (4) UAゼンセンの運動方針の実現に協力すること

第4条（事業）

IKI・IKIライフクラブは、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) UAゼンセン運動との連携事業
- (2) 会員相互のネットワーク・交流事業
- (3) 会員相互の生活応援・福祉共済事業
- (4) 旧「UAゼンセン友の会」会員の有する給付制度の事業継承
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

第3章 機関

第1節 機関

第5条（種類）

IKI・IKIライフクラブに、次の機関を置く。

- (1) 全国代表者会議
- (2) 実行委員会

第2節 全国代表者会議

第6条（権限）

全国代表者会議は、IKI・IKIライフクラブの最高の決議機関であり、代議員および役員で構成する。

第7条（開催）

1. 全国代表者会議は、毎年1回会長が招集し、開催する。
2. 会長および実行委員会が特に必要と認めたとき、会長が臨時全国代表者会議を招集して開催することができる。

第8条（付議事項）

全国代表者会議の付議事項は、次のとおりとする。

- (1) IKI・IKIライフクラブの活動計画および予算に関する事項
- (2) IKI・IKIライフクラブの活動報告および決算に関する事項
- (3) 役員の選出
- (4) 規則、規定の制定、改廃に関する事項
- (5) その他、実行委員会より付託された事項
- (6) 代議員が動議として提案した事項

第9条（開催告示）

1. 全国代表者会議

全国代表者会議は、毎年1回定期に会長がこれを招集する。

2. 臨時全国代表者会議

次の各号の一に該当したときは、会長は、随時これを招集するものとする。

- (1) 会長が緊急時に実行委員会の議を経て招集するとき
- (2) 代議員の3分の1以上が連名で議題を提示して、会長に招集を請求したとき
- (3) 実行委員会の議決によって、招集を必要と認めたとき

第10条（提案事項の取り扱い）

1. 全国代表者会議の提案内容（議案書）は、全国代表者会議開催日の少なくとも2週間前までに代議員に届けられなければならない。ただし、臨時全国代表者会議にあっては、この限りではない。

2. 代議員が、全国代表者会議へ提案する案件を有するときは、全国代表者会議開催日の少なくとも1カ月前に、提案する内容を付して実行委員会に届け出なければならない。

第11条（定足数）

全国代表者会議は、構成員の各3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

第12条（代議員の選出）

全国代表者会議の代議員は、支部より各1名とする。

第13条（議長・副議長の選出）

1. 全国代表者会議には、議長1名、必要に応じて副議長をおく。
2. 全国代表者会議の議長は、全国代表者会議の都度、代議員から選出する。

第14条（代議員・役員の発言権と表決権）

1. 全国代表者会議の代議員は、議事について発言権と表決権がある。
2. 議長、副議長は、表決権はない。
3. 役員は、議事の発言権はあるが、表決権はない。

第15条（議事の採決）

1. 全国代表者会議の採決は、挙手または拍手によって行う。
2. 全国代表者会議の議事は、出席構成員の過半数の賛成によって議決し、可否同数のときは、議長が決する。この場合、議長は、構成員としての表決権はない。

第16条（傍聴）

1. 全国代表者会議には、構成員のほか管理組合、管理組織、都道府県支部、部門から出席することができる。ただし、発言権はあるが、表決権はない。
2. 全国代表者会議の傍聴は、議長の許可により認めることができる。ただし、発言権、表決権はない。

第17条（規則）

全国代表者会議の招集に必要な事項、議事の処理、各種委員の選出方法等は、この規則に定めるもののほか、U Aゼンセン規約および諸規則を準用して行う。

第3節 実行委員会

第18条（権限）

実行委員会は、I K I ・ I K I ライフクラブの業務執行について協議決定する。

第19条（任務）

実行委員会は、I K I ・ I K I ライフクラブの執行機関であり、全国代表者会議および実行委員会の決定事項を責任を以て執行する。

第20条（付議事項）

実行委員会は、次の各号に定める事項を議決する。

- （1）全国代表者会議に付議する事項
- （2）その他、I K I ・ I K I ライフクラブの活動遂行上必要と認めた事項

第21条（開催）

1. 実行委員会は、必要により開催し、会長が招集する。
2. 実行委員会は、会長、副会長、事務局長、副事務局長、実行委員をもって構成する。
3. 実行委員会は、会長が会議を主宰し、構成員の3分の2以上が出席することによっ

て成立する。

第22条（議事の採決）

実行委員会の採決は、出席構成員の過半数の賛否によって決する。賛否同数のときは会長が決定する。

第4節 各種委員会

第23条（役員推薦委員会）

1. 役員推薦に関わる事項を審議するために役員推薦委員会を設置する。
2. 役員推薦委員会の構成および運営については、実行委員会で定める。

第24条（専門委員会）

I K I ・ I K I ライフクラブは、活動の円滑な推進をはかるため、専門委員会を設置することができる。専門委員会の構成と運営、その他必要な事項は、実行委員会で定める。

第25条（担当者会議）

実行委員会が特に必要と認めたとき、会長が招集して管理組合・管理組織・部門・都道府県支部の担当者と構成する担当者会議を開催することができる。担当者会議の構成と運営、その他必要な事項は、実行委員会で定める。

第4章 役員および顧問

第1節 役員

第26条（種類と定数）

I K I ・ I K I ライフクラブに、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 副事務局長 若干名
- (5) 実行委員 若干名

第27条（任務と権限）

I K I ・ I K I ライフクラブの役員の任務および権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長はI K I ・ I K I ライフクラブを代表し、組織全体を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合はその職務を代行する。
- (3) 事務局長は、代表の命により事務局を統轄し、業務の管理遂行をはかる。
- (4) 副事務局長は事務局長を補佐し、事務局長事故ある場合はその職務を代行する。
- (5) 実行委員は、実行委員会の構成員となり、業務の分担遂行をはかる。

第28条（選出方法）

IKI・IKIライフクラブのUAゼンセン書記局人事を除く役員は、役員推薦委員会が推薦した役員候補者中から全国代表者会議で選出する。

第29条（任期）

1. IKI・IKIライフクラブの役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
2. 役員に欠員が生じたときは、実行委員会で補充することができる。補充した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第30条（役員選出規定）

役員選出に関する規定は、UAゼンセン規約および諸規則を基本に実行委員会で定める。

第2節 顧問

第31条（顧問）

1. IKI・IKIライフクラブに、顧問を置くことができる。
2. 顧問は、全国代表者会議の議決を経て会長が委嘱する。
3. 顧問の委嘱基準および任期は実行委員会で定める。

第5章 支部・部門組織

第32条（支部の設置）

IKI・IKIライフクラブは、都道府県ごとに管轄区域内の会員をもって支部を組織する。

第33条（支部役員）

1. 支部に次の役員をおく。

代表 1名

副代表 若干名

事務局長 1名

幹事 若干名

2. 支部は必要により顧問をおくことができる。
3. 支部役員は幹事会が推薦した支部所属会員の役員候補者中から支部総会において選任する。
4. 支部役員の任期は2年とする。ただし、再選を妨げない。
5. 支部役員の任期途中での欠員・補充は、その都度、幹事会で決定し、後任者は前任者の任期を引き継ぐ。
6. 支部役員に異動があった場合、後任者は前任者の任期を引き継ぐ。

第34条（支部の会議）

1. 支部の会議は総会および幹事会とする。
2. 総会は毎年1回、原則としてUAゼンセン都道府県支部総会終了後3ヵ月以内に開

催し、幹事会は必要により随時開催する。

3. 会議の構成、運営等の必要な事項は支部ごとに定める。

4. 支部の特性に応じた地域別・構成員独自の会議体等の設置は支部ごとに定める。

第35条（部門組織の設置と運営）

1. IKI・IKIライフクラブは、UAゼンセンの部門ごとに部門所属の会員をもって部門組織を組織することができる。

2. 部門組織の運営等の必要な事項は部門組織ごとに定める。

第6章 会員

第36条（会員の範囲）

IKI・IKIライフクラブは、IKI・IKIライフクラブの目的に賛同し、活動に協力する次の希望者を会員の範囲とする。

(1) UAゼンセン組合員在籍（通算を含む）原則として3年以上の

1) UAゼンセン加盟組合およびUAゼンセン書記局の退職者

2) UAゼンセン加盟組合の役員退任者、役員および組合員

3) UAゼンセン書記局員

(2) UAゼンセン組織内・準組織内議員

(3) 旧「UAゼンセン友の会」会員

第37条（管理組合および管理組織）

IKI・IKIライフクラブは、UAゼンセン加盟組合、都道府県支部、部門の組織的な理解を得て、会員の所属が明確となるよう加盟組合、都道府県支部、部門の役割を整理して運営をはかるため、次のとおり、管理組合および管理組織を設置する。

(1) 管理組合とは、加盟組合もしくは加盟組合と連携する組織が独立して、会員の入会手続き、入会金・年会費の納入、会員登録・変更登録、会員証の配布、会員の消息確認、広報物の配布ができる組織

(2) 管理組織とは、管理組合が事業所閉鎖等により管理組合単独では専従体制を取れないが、組織として独自に年1回以上、会員との情報交換を継続的に行い、会員の管理・消息確認ができる組織

(3) 管理組合、管理組織での会員管理が困難となった場合は、実行委員会の議決を経て、当該会員の所属を当該支部に移管することができる。

第38条（入会の手続き）

1. IKI・IKIライフクラブに入会しようとする者は、加盟組合・管理組合、管理組織または支部を経由して、入会申込書および入会金をIKI・IKIライフクラブ事務局に提出しなければならない。

2. IKI・IKIライフクラブの会員には加盟組合・管理組合、管理組織または支部を経由して、会員証を発行し、会員番号を通知する。

第39条（会員資格の取得）

I K I ・ I K I ライフクラブの会員資格は、前条に定める入会申込書および入会金を I K I ・ I K I ライフクラブ事務局が受理したときに取得する。

第40条（会員資格の喪失）

I K I ・ I K I ライフクラブの会員が次の各号の一に該当したときは、その資格を喪失する。

- （1）死亡したとき
- （2）退会届を提出したとき
- （3）所定の手続き等を怠り、実行委員会が認めたとき
- （4）年会費を所定の手続きで納めなかったとき
- （5）会員として不適格として、実行委員会が除名を決定したとき

第41条（会員の権利）

I K I ・ I K I ライフクラブの会員は、次の権利が保障される。

- （1）会員は、いかなる場合においても国籍、人種、宗教、性別、門地または身分によって会員たる資格を奪われることはない。会員は、正当な手続きを経ないで、除名または制裁されることはない。
- （2）会員は、この規則のもとに平等に扱われ、I K I ・ I K I ライフクラブへの加入から生ずる利益を公平に受ける。

第42条（会員の義務）

I K I ・ I K I ライフクラブの会員は、次の各号の義務を負う。

- （1）I K I ・ I K I ライフクラブの規則、規定ならびに I K I ・ I K I ライフクラブの機関の決定事項を順守すること
- （2）会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等に変更があった時には、速やかに会長に変更届を提出すること
- （3）定められた入会金、年会費および活動行事参加費を納入すること
- （4）I K I ・ I K I ライフクラブの業務の執行について協力すること

第7章 財政

第43条（予算）

1. I K I ・ I K I ライフクラブの財政は、U A ゼンセン定期大会で決定された年度特別会計予算にもとづき運営する。
2. 旧「U A ゼンセン友の会」会員に関する給付事業については、別途、資産管理する。

第44条（収入）

I K I ・ I K I ライフクラブの経費は、入会金、年会費、活動参加費、交付金、寄付金、協賛金をもって充てる。

第45条（入会金・年会費と活動参加費）

1. 入会金、年会費の金額は、全国代表者会議で定める。
2. 活動参加費の額は、当該の行事ごとに実行委員会、幹事会、部門組織、ブロック組織が定める。

第46条（入会金等の不返却）

入会金、年会費、活動参加費は、いかなる場合においても返却しない。

第47条（支部交付金等の支給基準）

支部交付金等の支給基準は、実行委員会の議を経て、全国代表者会議で定める。

第48条（支部の財政）

支部の財政は、IKI・IKIライフクラブ本部からの交付金および活動参加費、寄付金等によって運営する。

第49条（会計年度）

IKI・IKIライフクラブの会計年度は、毎年7月1日にはじまり、翌年の6月末日までの1年間とする。

第50条（会計処理および資産管理）

会計処理および資産管理については、UAゼンセン規約およびUAゼンセン会計規則の定めによる。

第51条（会計監査）

会計監査については、UAゼンセン規約およびUAゼンセン会計規則の定めによる。

第8章 給付金

第52条（給付金）

IKI・IKIライフクラブの旧「UAゼンセン友の会」会員への給付内容については、別に定める。

第53条（UAゼンセン見舞金）

1. IKI・IKIライフクラブの旧「UAゼンセン友の会」会員は、「UAゼンセン見舞金制度」が適用され、給付を受けることができる。
2. UAゼンセンから給付される「UAゼンセン見舞金制度」の適用区分および給付金額は、UAゼンセン見舞金制度規則の定めによる。

第9章 付則

第54条（緊急時の対応）

天変地異・感染症等の緊急時のIKI・IKIライフクラブ本部・支部の対応は、UAゼンセン本部・都道府県支部の対応に準じて、実行委員会の議決により対応するものと

する。

第55条（組織の解散）

I K I ・ I K I ライフクラブは、全国代表者会議での解散決議を経て、U A ゼンセン大会で解散を議決したときは解散する。

第56条（規則の解釈）

この規則の解釈に疑義が生じた場合は、実行委員会が判断し、全国代表者会議に報告する。

第57条（規則の改廃）

1. この規則は、全国代表者会議の議決およびU A ゼンセン中央委員会の承認によらなければ改廃することができない。

2. この規則は、全国代表者会議およびU A ゼンセン中央委員会で発効または改廃の日を指定されたときから効力をもつ。

3. U A ゼンセンおよびI K I ・ I K I ライフクラブの組織変更等により役職の呼称が変更となった場合は、この規則および関連する規定について、実行委員会の議決により、役職名を変更することができる。

第58条（規定への移譲）

この規則の施行について、必要な規定は、実行委員会の議決で定めることができる。

第59条（施行期日）

この規則は、2020年9月15日より施行する。

2020年9月10日 結成全国代表者会議確認

2020年9月15日 U A ゼンセン第9回定期大会制定